

行政評価・監視の実施

<鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査>

関東管区行政評価局（局長：杉山 茂）では、地域の住民生活に密着した行政上の課題等を取り上げ、必要な改善を図るため、独自に調査を企画し実施しています。

今回、関東管区行政評価局、茨城行政評価事務所、栃木行政評価事務所及び長野行政評価事務所において平成28年8月から実施する上記テーマの計画についてお知らせします。

【本件照会先】

関東管区行政評価局

第一部第1評価監視官 齊藤

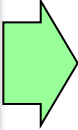
電話：048-600-2319

F A X：048-600-2337

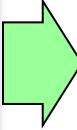
鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査

調査の背景

- 近年、鳥獣による農作物の被害額は200億円前後で推移。関東甲信越1都9県では、いずれの都県においても被害発生。加えて、林業被害の発生や人的被害、生活環境の悪化など、鳥獣による被害や影響は中山間地等を中心に深刻化
これらの被害等は、イノシシ、ニホンジカ等の生息分布域の拡大、狩猟者の減少等に伴う狩猟による捕獲圧の低下、農山漁村における過疎化等による人の手が入らない里山の増加等に伴い拡大してきたものとされている。
- 環境省及び農林水産省では、平成25年12月、被害を及ぼしている鳥獣の急速な増加に緊急的に対処するため、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後(平成35年度)までに半減することを目標とした捕獲強化対策を策定しており、今後、抜本的な捕獲対策を集中的に実施することが必要



- 鳥獣による実際の被害は、公表されている被害額以外にもあり、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加など金額だけでは計り知れない影響も発生
- 鳥獣の捕獲に掛かる様々なコスト等が捕獲に当たる狩猟者にとって相当な負担となり、捕獲等が進まず
- 捕獲した鳥獣の処分等が円滑に行われず、捕獲数にも影響
などの声あり



鳥獣による被害、鳥獣被害防止に関する施策等及び捕獲した鳥獣の処分・活用の実態を調査するとともに、鳥獣の捕獲において狩猟者等が負担しているコスト等に係る情報を把握・分析し、関係行政の改善に資する

これらの実態の把握・分析が十分でないと思われる

主要調査項目と調査の視点

- 1 鳥獣による経済・社会生活への被害等の実態
 - 鳥獣による被害状況、行政機関の被害等の把握状況
- 2 鳥獣被害防止のための取組の実施状況
 - 鳥獣捕獲等の取組状況、鳥獣捕獲における狩猟者の負担等
- 3 捕獲した鳥獣の処分・利活用の状況
 - 捕獲した鳥獣の処分状況、処分・利活用施設の整備状況等

主要調査対象

- 調査対象機関：関東農政局、関東地方環境事務所、長野自然環境事務所等
- 関連調査等対象機関：県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成28年8月～11月

調査担当局所

関東管区行政評価局
茨城行政評価事務所、栃木行政評価事務所、長野行政評価事務所

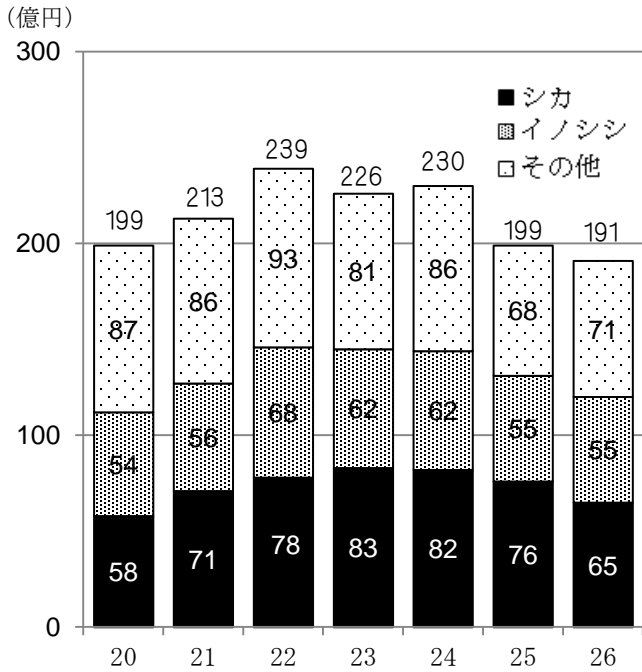
鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査

参 考 資 料

- 1 鳥獣による被害〔P 1〕
- 2 鳥獣保護管理法、鳥獣被害防止特措法、銃刀法との関係〔P 2〕
- 3 抜本的な鳥獣捕獲強化対策 概要〔P 3〕
- 4 捕獲等の推移〔P 4～5〕
(鳥獣による農作物被害額と捕獲数、狩猟登録者数と獣類捕獲数、狩猟免許所持者数)
- 5 捕獲した鳥獣の処分・活用状況(イメージ図)〔P 6〕

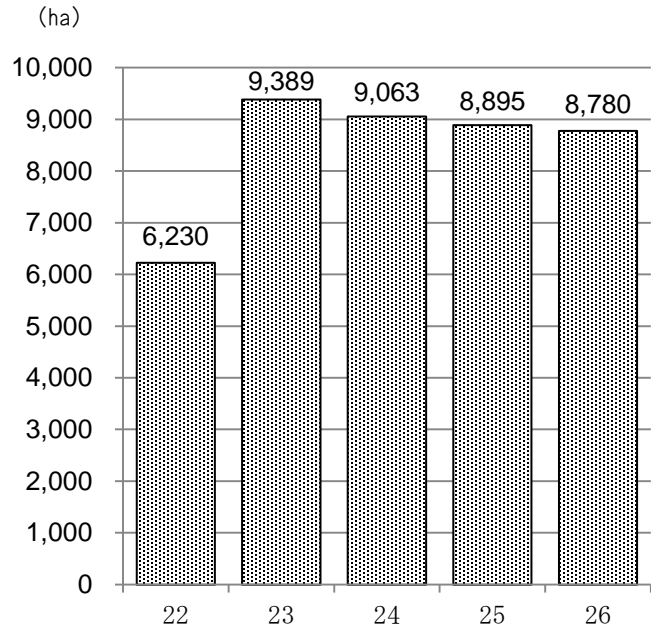
鳥獣による被害

1 野生鳥獣による農作物被害額の推移 (全国)



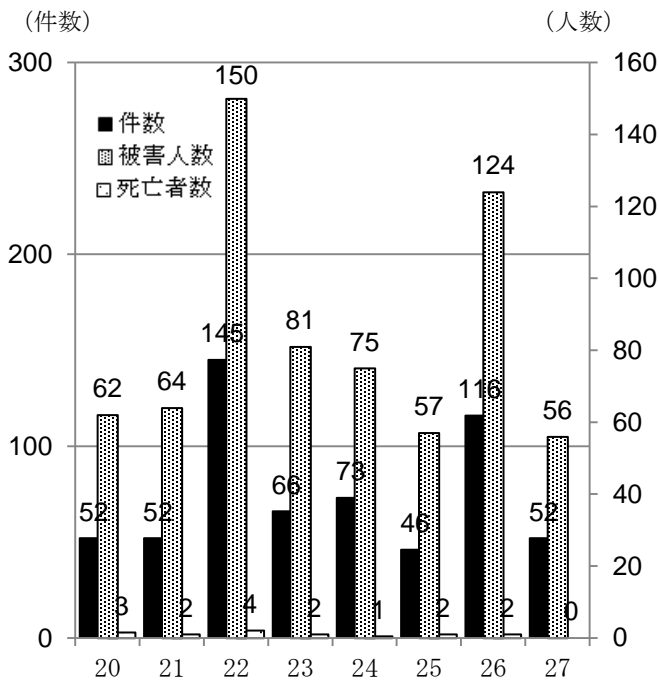
(注) 農林水産省の資料に基づき、当局において作成。

2 主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移 (全国)



(注) 林野庁の資料に基づき、当局において作成。

3 クマ類による人身被害の推移 (全国)



(注) 環境省の資料に基づき、当局において作成

4 その他被害 (例)

- 農業に係る被害**
畦や水路等の損壊 等
- 森林に係る被害**
樹木の樹皮剥ぎ 等
- 地域住民に係る被害**
人身被害、小動物による家屋への侵入、動物との衝突事故 (自動車等)、堤防の掘り返し 等
- 自然植生に係る被害**
食害による自然植生の変化 等
- 精神的被害**
農作物被害を受けての耕作放棄、森林被害を受けての森林管理の放棄 等

鳥獣保護管理法、鳥獣被害防止特措法、銃刀法との関係

鳥獣保護管理法(環境省)

(平成27年5月29日施行)

【目的】

鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防

生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与

基本指針(環境大臣が策定)

基本指針に即して作成

鳥獣保護管理事業計画

第一種特定鳥獣保護計画

生息数が著しく減少又は生息地が縮小している鳥獣の保護

第二種特定鳥獣管理計画

生息数が著しく増加又は生息地が拡大している鳥獣の管理

指定管理鳥獣捕獲等事業

狩猟免許

捕獲許可

認定鳥獣捕獲等事業者等

銃刀法(警察庁)

銃所持許可

【趣旨】

銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制を定める

鳥獣被害防止特措法(農水省)

【目的】

農林水産業等の鳥獣被害防止のための施策の総合的推進

農林水産業の発展、農山漁村地域の振興に寄与

基本指針(農林水産大臣が策定)

基本指針に即して作成

被害防止計画

被害防止のための鳥獣の捕獲

鳥獣のエサ場や隠れ場所の除去等

鳥獣被害対策実施隊の設置

侵入防止柵の設置
追い払い活動等

捕獲鳥獣の食肉等としての利活用

予算措置

鳥獣被害対策実施隊

(隊員は狩猟者、農業者、市町村職員等)

- ・銃所持許可更新時の技能講習の免除
- ・ライフル銃の所持許可要件の緩和

整合性

整合性

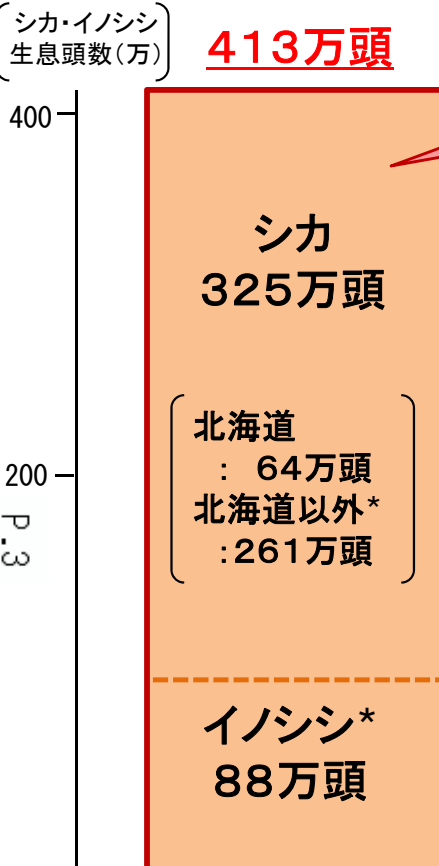
【国】
P.2
【都道府県】

【国】
【市町村】

(注)「鳥獣被害の現状と対策」(平成28年3月農林水産省)から抜粋

抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月 環境省・農林水産省策定) 概要

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】



特に、北海道以外のシカについて、現状の捕獲数(27万頭)の2倍以上の捕獲が必要

【捕獲事業の強化】

- 都道府県による個体数調整の強化 (H26鳥獣保護法改正)
 - ・管理のための捕獲事業の制度化
 - ・上記事業における夜間銃猟の実施
- 市町村による有害捕獲の強化
 - ・緊急捕獲対策
 - ・ICT等を用いた捕獲技術の高度化
 - ・出口対策としての処理加工施設整備の推進

【捕獲従事者の育成・確保】

- 事業者を認定する制度の創設 (H26鳥獣保護法改正)
- 鳥獣被害対策実施隊の設置促進
- 射撃場整備の推進 等

※ その他、被害防除や生息環境管理等の関連施策を併せて実施

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減

** 北海道は、独自の保護管理計画における28年度目標の38万頭を仮置き

約210万頭

シカ
約160万頭**

**イノシシ
約50万頭**

進捗状況を確認し、必要に応じて目標を見直し

現状(平成23年度)

5年後(平成30年度)

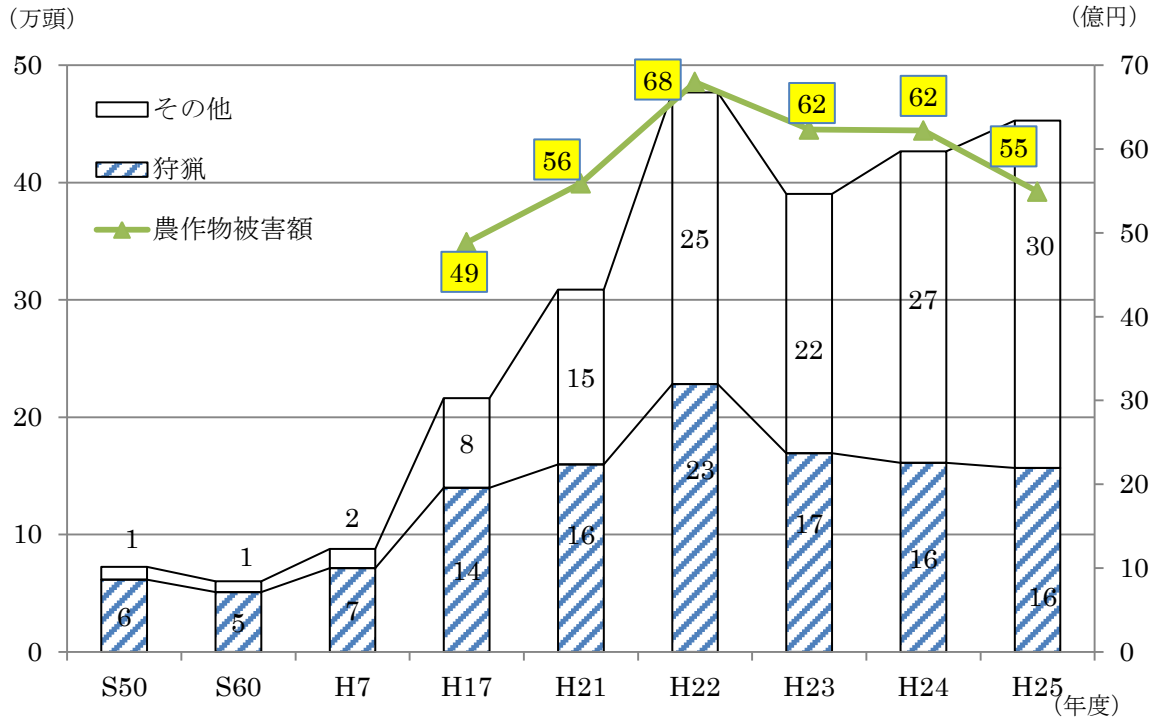
10年後(平成35年度)

*環境省において推定(平成25年8月)。推定値は随時新たなデータを活用し補正。

(注)「鳥獣被害の現状と対策」(平成28年3月農林水産省)から抜粋

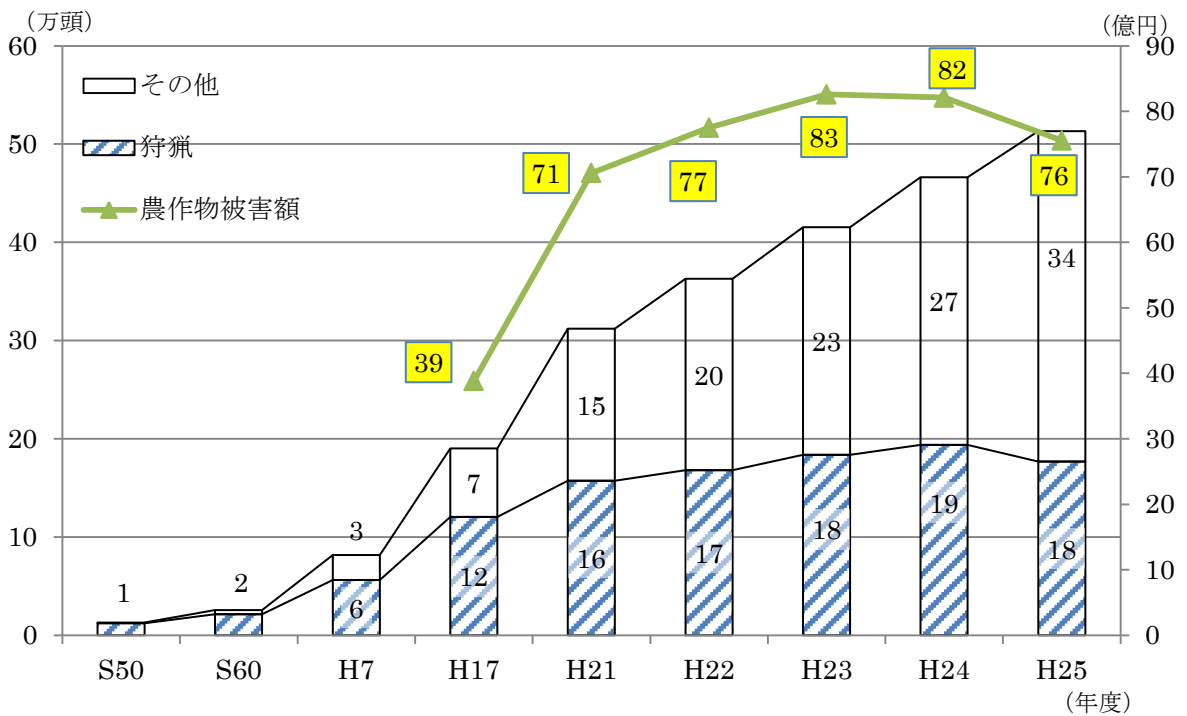
捕獲等の推移

1 鳥獣による農作物被害額と捕獲数の推移【全国】 〔イノシシ〕



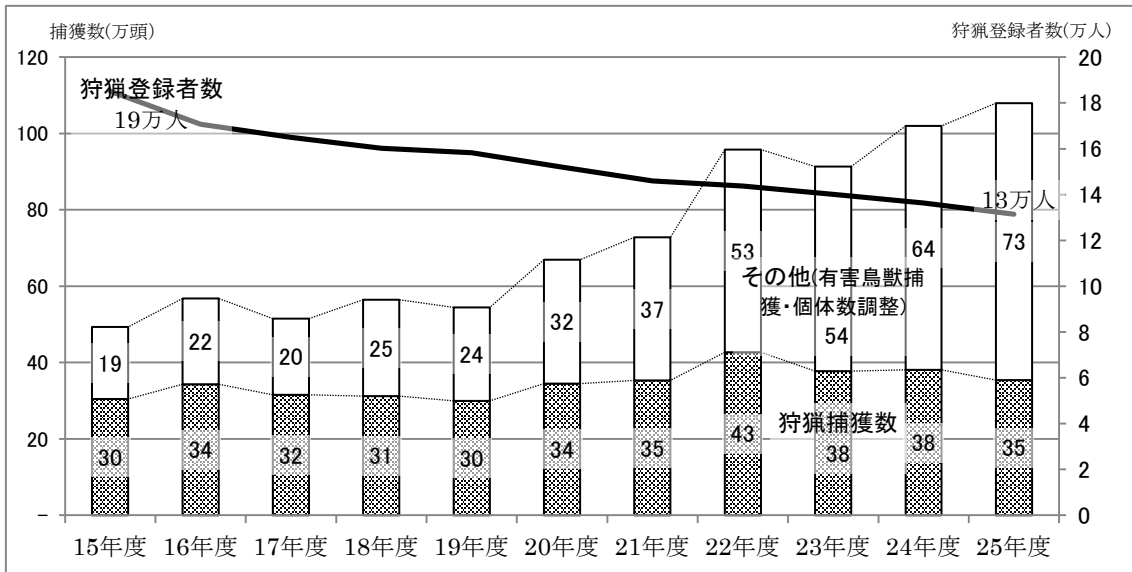
(注) 1 環境省及び農林水産省の資料に基づき、当局において作成
 2 「その他」は、有害鳥獣捕獲及び個体数調整

〔シカ〕



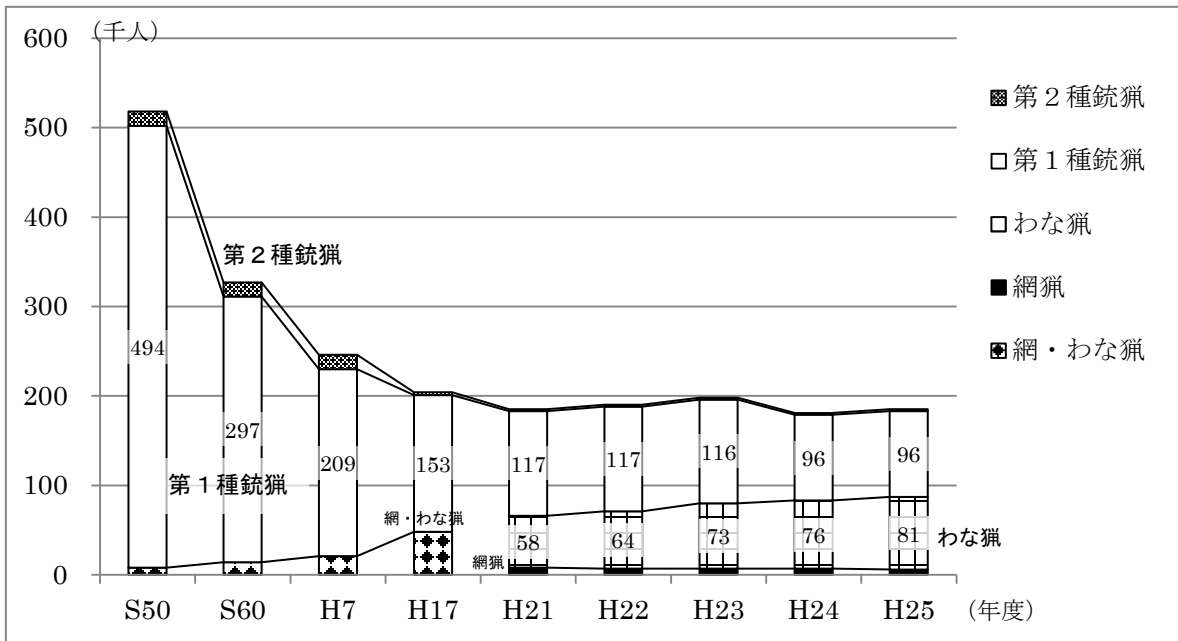
(注) 1 環境省及び農林水産省の資料に基づき、当局において作成
 2 「その他」は、有害鳥獣捕獲及び個体数調整

2 狩猟登録者数と獣類捕獲数(狩猟・その他)の推移【全国】



- (注) 1 環境省の資料(鳥獣関係統計)に基づき、当局において作成
 2 「狩猟登録者数」は、出猟したい都道府県ごとに「狩猟者登録」を行い、狩猟税を納めた者の合計数である。

3 狩猟免許所持者数(免許種別)の推移【全国】



- (注) 1 環境省の資料に基づき、当局において作成
 2 「第1種銃猟」は、散弾銃・ライフル銃、「第2種銃猟」は、空気銃の免許
 3 平成19年度から「網・わな猟」を「網猟」と「わな猟」に区分された。
 4 なお、複数の種類の免許を所持する者がいるため、合計数は(実人員ではなく)延べ人数となる。

捕獲した鳥獣の処分・活用状況(イメージ図)

規則・取り決め

- 鳥獣保護管理法第 18 条（鳥獣の放置等の禁止）
鳥獣又は鳥類の卵を捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。
- 鳥獣被害防止特措法第 10 条（捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等）
国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等その有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

狩猟による捕獲

利用（自家消費、食肉等）

処分（埋設、焼却）

許可捕獲

（個体数調整、有害鳥獣捕獲）

処分（埋設、焼却）

利用（食肉等）

放置（生態系に重大な影響を及ぼすおそれがないこと）

捕獲者の自家消費

○ 野生鳥獣の食肉等への利用率

約 14%（平成 26 年度）

○ 捕獲鳥獣の処分状況の例

（平成 27 年 10 月農林水産省調査）

※30 市町村（聞き取り調査、複数回答可）

- ・ 捕獲現場等での埋設処理 約 8 割
- ・ ゴミ焼却場等での焼却処理 約 5 割
- ・ 食肉利用 約 1 割